

亀山市地域公共交通計画最終案に対する意見への回答

政策部政策推進課

【個別意見】

| 該当ページ | 項 目 | 意 見 | 回 答 |
|-------|-----|---|--|
| 全体 | 全体 | <p>交通の利便性が市の居住性を大きく左右するものと考えるので、この計画においても交通施策と住居施策の連携の考え方を取り入れるべきである。</p> | <p>本計画については、関連する亀山市立地適正化計画とも整合を図り、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの考えの下に、地域公共交通ネットワークを確保していくこととしており、ご意見のような考えも取り入れています。</p> |
| | | <p>SDGsや「脱炭素社会」についての記載が、41ページ「亀山市の地域公共交通の課題」⑤住み続けられる持続可能なまちの実現の中で「推進していく必要があります」としているが、このページでしか取り上げられておらず、他のページにも推進していることがわかるように記載すべきである。</p> | <p>SDGsに関する記載については、43ページに新たな課題の一つとして、本計画の目的や目標の達成に向けた取組がSDGs達成に貢献できるよう、本計画を推進する必要があるとしていますが、各基本方針にも関連するSDGsのゴールを明示し、計画の推進を図ってまいります。</p> <p>なお、脱炭素社会の実現に向けては、公共交通へのシフトによる自家用車の二酸化炭素排出量の抑制や事業者への低公害型車両の導入の促進など、基本方針5の中で掲げています。</p> |

| 該当ページ | 項目 | 意見 | 回答 |
|-------|--|--|---|
| 5 | 第1章 計画の概要 1-5対象とする交通手段 | 「活性化再生法の改正により福祉有償運送やスクールバス等も地域公共交通計画の対象となった」とあるが、他のページにも福祉有償運送についての記述がないので、記述すべきである。 | 1-5対象とする交通手段に記載のとおり、福祉有償運送やスクールバス等については、まずは本計画期間において本市の輸送実態を把握し、今後の活用方策を検討してまいりたいと考えています。 |
| 40 | 第4章 亀山市の地域公共交通の課題 (1) 前計画検証結果からの課題 ⑥地域との連携の強化 | さわやか号等に停留所として個人病院やスーパー等も対象にすれば稼働率の向上につながるのではないかと考える。 | まちなかの主要施設を連絡するさわやか号については、まちなかの活性化を支援・誘導する循環路線として現状の運行形態を維持しつつ、利用促進に努めてまいりたいと考えています。 また、地域生活バスについては、路線を再編する必要が生じた場合、ご意見のような視点も踏まえ、検討してまいりたいと考えています。 |
| 40 | 第4章 亀山市の地域公共交通の課題 (2) 新たな課題 ①新型コロナウイルス感染症の影響による輸送需要の変化への対応 | 消毒と清掃の充足的作業は、人件費が掛かるので、科学的な安全対策として、抗菌塗装も含めて考えるべきである。 | 路線バス及びさわやか号における感染防止対策としまして、全車両のつり革や手すりなどに抗菌・抗ウイルス加工を実施しています。今後も安全・安心にご乗車いただけるよう、外気導入空調の活用や窓の一部開放による車内換気を実施いたします。 |

| 該当ページ | 項目 | 意見 | 回答 |
|-------|---|--|---|
| 52 | 第5章 地域公共交通に関する基本的な方針 5-5 公共交通維持確保改善の考え方 | 48ページ「公共交通の機能分類とサービス水準の設定の考え方」の④乗合タクシーについては、「鉄道やバス等に対応しきれない公共交通不便地域への対策や運転免許証返納者への対策を補完する公共交通として位置づけます」と記載されているので、52ページの③地域生活バスの中でも「幹線的バスが運行しない地域において、移動困難者の通学、通院、買物等市民生活に必要な最小限度のサービス水準を、 <u>乗合タクシーを中心に確保・維持します</u> 」と下線部分を追加するべきである。 | 移動困難者のうち通学者や通勤者については、現在の乗合タクシー制度の対象となっておりません。④乗合タクシーの中で「市民の移動需要の実情に効率よく対応できるよう、制度の充実を図ります。」としているように、まずは、計画期間内においてニーズやサービス、コストを考慮した鉄道とバスとの最適な組合せによる効率的で効果的な運行を検討しながら、乗合タクシー制度の充実を図ってまいります。 |